

○契印機の管理及び使用要領について

平成28年 6 月20日

道本刑第953号

(会・生企・地・交企・公1合同)

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察においては、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第58条第3項及び
犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第56条第3項の規定に基づき、書類
の契印に代えて、これに準ずる措置をとるため、契印機を使用しているところであるが、
この度、契印機の管理及び使用要領を次のとおり定めることとしたので、その適正な運用
を図らるたい。

なお、本通達については、札幌高等検察庁と協議済みである。

記

第1 契印機の管理体制

- 1 契印機を備え置く所属に、契印機の管理責任者及び取扱責任者を置く。
- 2 契印機の管理責任者及び取扱責任者には、次の各事項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各事項に定める者をもって充てる。
 - (1) 管理責任者 警察本部及び方面本部の所属にあつては当該所属の長が指定した警部の階級にある警察官、警察署にあつては原則として刑事部門の指導業務を主管する課長
 - (2) 取扱責任者 管理責任者が指定した警部補の階級にある警察官
- 3 契印機の管理責任者は、契印機及びその附属品（次事項において「契印機等」という。）の運用に関する管理を行う。
- 4 契印機の取扱責任者は、契印機等の取扱いに関する事務を行う。

第2 契印機を使用できる文書

契印に代えて、これに準ずる措置として契印機によりせん孔文様（別図）を打ち抜くことができるのは、書類の謄本又は抄本に限られている。

第3 契印機の使用要領

- 1 せん孔文様を打ち抜く位置は、書類の上部欄外の中央付近とする。
- 2 せん孔文様は、書類の初葉から末葉まで一括して打ち抜くものとする。
- 3 書類が厚く、前事項の方法によることができない場合は、書類を適宜の厚さの2組以上に分け、次の各事項のいずれかによる措置をとった後、各組をまとめてとじるものとする。
 - (1) 前の組を1の事項及び2の事項の方法により打ち抜いた上、その末葉を次の組の初葉の上に置き、せん孔文様が重ならないようにこれを打ち抜く。
 - (2) 各組を1の事項及び2の事項の方法により打ち抜き、前の組の末葉と次の組の初葉に契印する。

第4 契印機使用上の留意事項

- 1 せん孔文様で書類の文字の記載を打ち抜くことのないようにすること。
- 2 あらかじめ、書類のつづり順、脱漏の有無等を点検し、その連続性を確認すること。
(別図省略)